

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正について

改正の趣旨

都市計画法及び施行令が改正され、法第34条第12号区域に含んでいない区域が、現在の政令第8条第1項第2号ロ～ニから政令第29条の9に変更され、区域が明確化される。これを受けて、引用する政令を変更するもの。

現在の条文

第6条（※注：開発行為に関する規定）
法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、**都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまで**に掲げる土地の区域における開発行為は、この限りでない。
第7条（※注：建築行為に関する規定）
（略）ただし、**令第8条第1項第2号ロからニまで**に掲げる（略）

改正条文(案)

第6条
法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、**都市計画法施行令第29条の9各号**に掲げる土地の区域における開発行為は、この限りでない。
第7条
（略）ただし、**令第29条の9各号**に掲げる（略）

政令第8条第1項第2号

- ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

政令第29条の9各号

- 1 建築基準法 第39条第1項の**災害危険区域**
- 2 地すべり等防止法 第3条第1項の**地すべり防止区域**
- 3 **急傾斜地崩壊危険区域**
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条第1項の**土砂災害警戒区域**
- 5 水防法 第15条第1項第4号の**浸水想定区域**のうち、(略)住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- 6 前各号に掲げる区域のほか、第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

明確化・厳格化